



私の提言

市政に対する建設的なご提言を市民の皆さんから直接お聴きする事業「私の提言」を実施します。お寄せいただいたご提言は市長が直接拝見し、お返事を差し上げるとともに、市政運営に反映するように努めていきます。

なお、ご提言に対するお返事は、受け付けをしてから2週間程度としていますが、内容によっては担当課で調査、検討を行い、関係部署と調整させていただく必要があり、お返事を差し上げるまでに時間がかかる場合がありますので、ご了承ください。

有効期限 平成25年3月31日

利用方法

(1) 郵送 本紙に挟み込んである用紙(ウグイス色)にご記入の上、切手を貼らずに郵便ポストへ投函してください。

(2) ファクス 専用のファクス(22)2445)にお送りください。用紙の様式は定めませんが、できるだけ挟み込んである用紙をご利用ください。

(3) 電子申請 インターネットでもご提言いただけます。

市公式ホームページ (<http://www.city.nakano.nagano.jp/>) から「ながの電子申請サービス」のページへ移動し、必要事項を入力の上、送信してください。

用紙の設置場所 市役所総合案内、豊田支所地域振興課、中央・北部・西部・豊田公民館、永田窓口サービスステーション

その他 寄せられた内容は、個人を特定できないようにした上で、広報紙や市公式ホームページに掲載させていただきます。

なお、住所、氏名、連絡先が未記入であったり、特定の市民・団体などへの中傷的なものは、原則扱いません。

問い合わせ先
市役所庶務課秘書広報係
☎(22)2111 (内線212)

暴力団排除条例を制定



市民、事業者、市が一体 となつて安全で平穏な社会生活の確保と社会経済活動の健全な発展を図るため、暴力団の排除についての基本的な理念を定めた「中野市暴力団排除条例」を制定しました。

- 市民・事業者の責務**
- 市が行う暴力団排除の施策に協力する。
 - 暴力団の排除に役に立つ情報を得たときは、市・警察署に情報提供を行う。
 - 暴力団に(協力する目的で)金品などを供与しない。

基本事項

- 暴力団を恐れない
- 暴力団に資金を提供しない
- 暴力団を利用しない

を基本として、市民、事業者、警察署、市が協力して推進します。

市の責務

- 市の事務事業や公の施設から暴力団を排除する。
- 暴力団の影響を受けないよう青少年の健全な育成を図る。
- 暴力団排除のための啓発などの施策を推進する。

問い合わせ先
市役所市民課生活交通安全係
☎(22)2111 (内線235)
暴力団に関する情報提供など
中野警察署
☎(26)01110

平成24年度 固定資産の縦覧と閲覧ができます

【縦覧制度】

縦覧帳簿に記載されている他人の土地や家屋の評価額を一定期間公開することで、固定資産税の納税者が自己の所有する土地や家屋の評価額が適正かどうかを比較できる制度です。

縦覧できる期間
4月1日(日)～5月1日(火)
(土曜、日曜、祝日を除く)
午前8時30分～午後5時15分
縦覧できる方
固定資産税の納税者。なお、土地の納税者は「土地価格等縦覧帳簿」、家屋の納税者は「家屋価格等縦覧帳簿」、土地、家屋の納税者はそれぞれの帳簿を縦覧できます。

【閲覧制度】

納税義務者が自己の資産について、固定資産税台帳に登録された内容を確認できる制度です。また、借地人、借家人の方も借用物件の課税台帳の閲覧ができます。

閲覧できる期間
4月1日(日)～平成25年3月31日(日)(土曜、日曜、祝日、年末年始を除く)午前8時30分～午後5時15分
閲覧できる方
① 固定資産税の納税義務者、納税管理人、破産管財人など
② 借地人、借家人
③ 閲覧に必要なもの
④ 固定資産税の納税義務者は、運転免許証や保険証などの身分証明書を

縦覧・閲覧手数料 無料
縦覧・閲覧できる場所 市役所財務課または豊田支所地域振興課

問い合わせ先
市役所財務課資産係
☎(22)2111 (内線226)

事務室を移動しました

売れる農業推進室と農業委員会事務局の事務室をそれぞれ次のとおり移動しました。

	売れる農業推進室	農業委員会事務局
移動前	市役所2F 農政課のフロア	市役所2F 建設水道部のフロア
↓		
移動後	市役所3F 商工観光課のフロア	市役所2F 農政課のフロア

問い合わせ先
市役所財政課管財係
☎(22)2111 (内線222)

水質検査計画とは
水道法施行規則では、水道事業者は、水源種別、過去の水質検査結果、水源周辺の状況などを総合的に検討し、水質検査などの内容を定めた水質検査計画を策定し、毎事業年度の開始前に水道の需要者に対して情報提供することになっていきます。

計画の概要
本市の水道水質検査計画の概要(構成)は次のとおりです。

- 1 基本方針
- 2 水道事業の概要
- 3 水源の状況ならびに原水および浄水の水質状況
- 4 採水地点、検査項目、検査頻度およびその理由



水道水質検査計画を策定しました

- 5 水質検査の方法および自己委託の区分
 - 6 臨時の水質検査
 - 7 水質検査計画および検査結果の公表
 - 8 水質検査結果の評価
 - 9 水質検査の精度と信頼性の保証
 - 10 関係者との連携
- 計画の内容は、市役所上下水道課または市公式ホームページで公表しますのでご覧ください。
- 問い合わせ先**
市役所上下水道課上下水道係
☎(22)2111 (内線282)
ファクス(23)2666
Eメール jyogesui@city.nakano.nagano.jp

義援金の受け付けを延長します

義援金受け付け窓口の日本赤十字社と中央共同募金会では、東日本大震災と県北北部地震に係る義援金の受け付け期間を、9月末日まで延長しました。

これに合わせ、本市でも3月29日(休)までとされていた受け付け期間を9月下旬まで延長

します。引き続き市民の皆さんのご協力をお願いします。なお、姉妹都市の北茨城市では、義援金の受け付けを既に終了しておりますので、同市を支援したい場合は(義援金ではなく)復興事業などに充てる寄附金制度をご利用く

ださい。手続きについては、北茨城市へ直接お問い合わせいただくか、市役所庶務課防災係にご相談ください。

問い合わせ先
市役所庶務課防災係
☎(22)2111 (内線210)